

第 112 回丹波市議会臨時会

自 令和 2 年11月27日

至 令和 2 年11月27日

議案審議資料

(No. 1)

【目次】

①議案第108号（丹波市職員の給与に関する条例等改正） . . . 1～7

議案第108号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和2年人事院勧告（10月7日及び10月28日勧告分）が行われ、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）の適用を受ける国家公務員の給与について、人事院勧告どおり改定される予定である。

丹波市においても、国の取扱いに準拠し、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

民間ボーナスとの較差等に基づく期末手当の改定

(1) 常勤一般職員

期末勤勉手当の年間支給月数0.05月の引下げ（4.5月分⇒4.45月分）

民間の支給状況等を踏まえ期末手当の支給月数に反映

ア 令和2年度支給分（第1条関係）

期末手当 12月期 1.25月（0.05月分の減）

イ 令和3年度支給分（第2条関係）

これまで6月期及び12月期に1.3月分（計2.6月分）で支給していた期末手当の支給割合を、それぞれ1.275月分（計2.55月分）とする。

<(1)に関する表>

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当 勤勉手当	1.30月（支給済み） 0.95月（支給済み）	1.25月（現行1.30月） 0.95月（改定なし）
令和3年度 期末手当 勤勉手当	1.275月 0.95月	1.275月 0.95月

(2) 特定任期付職員

期末手当の年間支給月数0.05月の引き下げ（3.4月分⇒3.35月分）

ア 令和2年度支給分（第3条関係）

期末手当 12月期 1.65月（0.05月分の減）

イ 令和3年度支給分（第4条関係）

これまで6月期及び12月期に1.7月分（計3.4月分）で支給していた期末手当の支給割合を、それぞれ1.675月分（計3.35月分）とする。

<(2)に関する表>

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.70月（支給済み）	1.65月（現行1.70月）
令和3年度 期末手当	1.675月	1.675月

(3) 会計年度任用職員

期末手当の年間支給月数0.05月の引下げ（2.6月分⇒2.55月分）を令和3年4月1日から施行する。

ア 令和2年度支給分（第5条関係）

期末手当 12月期 1.3月（改定しない。）

イ 令和3年度支給分（第2条を準用）

丹波市職員の給与に関する条例を準用する。

<(3)に関する表>

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み） ※在職期間3箇月未満 100分の30	1.30月（改定なし）
令和3年度 期末手当	1.275月	1.275月

3 一部改正する条例

(1) 丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）

(2) 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）

(3) 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）

4 施行日

(1) 第1条、第3条及び第5条 公布の日

(2) 第2条及び第4条 令和3年4月1日

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和元年12月24日条例第22号 (期末手当)</p> <p>第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び特定任期付職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和元年12月24日条例第22号 (期末手当)</p> <p>第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び特定任期付職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。</p>

丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和元年12月24日条例第22号 (期末手当)</p> <p>第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び特定任期付職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和元年12月24日条例第22号 (期末手当)</p> <p>第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び特定任期付職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。</p>

丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年9月29日 条例第27号</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和元年12月24日条例第22号</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年9月29日 条例第27号</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和元年12月24日条例第22号</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年9月29日 条例第27号</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和元年12月24日条例第22号</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年9月29日 条例第27号</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和元年12月24日条例第22号</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p data-bbox="236 230 767 297">○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p data-bbox="564 309 775 338">令和元年9月30日</p> <p data-bbox="643 349 775 378">条例第12号</p> <p data-bbox="352 389 775 418">改正 令和元年12月24日条例第23号</p> <p data-bbox="229 436 312 465">附 則</p> <p data-bbox="180 521 718 551">この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="888 230 1420 297">○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p data-bbox="1214 309 1425 338">令和元年9月30日</p> <p data-bbox="1292 349 1425 378">条例第12号</p> <p data-bbox="1002 389 1425 418">改正 令和元年12月24日条例第23号</p> <p data-bbox="882 436 965 465">附 則</p> <p data-bbox="842 477 975 506"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="807 521 1398 551"><u>1</u> この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="842 562 1425 591"><u>（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例）</u></p> <p data-bbox="807 602 1425 775"><u>2</u> 令和2年12月に支給する期末手当について第13条第1項及び第22条第1項において準用する給与条例第32条第2項の規定を適用する場合については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。</p>